

## ふれあい福祉相談

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ ふれあい福祉相談センター

☎ 22-8986 ※祝日は休みです。

相談内容	日	時間帯
◎一般相談 (どんな相談でも)	毎週月～金曜	8:30～17:00
◎ボランティア相談 (活動希望・援助依頼等)		
税金相談	毎月第1金曜	10:00～15:00
◇不動産相談	毎月第3水曜	
◎障害児者相談	毎月第3木曜	
保険・年金相談	毎月第4水曜	
◎女性相談	毎月第4金曜	10:00～16:00
*法律相談	毎月第2金曜	

※8月の不動産相談は休みです。

◎電話による相談も可。

◇9・12月は司法書士が応相談。

\*法律相談は予約制。月初めから受付。

無料ででの相談は一人1回です。

## 行政相談

国の行政への苦情や相談を受け付けます。

問い合わせ 行政相談委員 黒崎 耕二  
(忠海中町) ☎ 26-0607

## 高齢者総合相談

日時 毎週月～金曜日 8時30分～17時30分

※土・日曜日は要望により対応します

場所 ふくしの駅 (中央 3-13-5)

問い合わせ 地域包括支援センター  
☎ 22-5494

## いのちのホットライン竹原

場所 NPO 法人たけはらふれあい館  
(中央二丁目 4-3) 9時～18時

※8/12(日)～16(木)は休館します。

問い合わせ いのちのホットライン竹原  
☎ 22-9102

## 出張年金相談日

日時 毎月第2水曜日 10時～15時30分

場所 福祉会館2階会議室

問い合わせ 呉年金事務所

☎ 0823-22-1691



## 特設登記・人権相談所

日時 8月16日(木) 10時～12時、13時～15時

場所 人権センター

問い合わせ 広島法務局東広島支局 ☎ 082-423-7707

## 交通事故が多発しています

市内で交通事故が多発しています。6月18日、6月29日と連続的に交通死亡事故が発生したため、7月4日から10日間、交通死亡事故多発警報を発令しました。

家族みんなで交通安全の大切さを今一度しっかりと確認しあい、交通ルールの遵守と人に優しい交通マナーを実践し、悲惨な交通事故防止に努めましょう。

問い合わせ

まちづくり推進課生活環境係

☎ 22-7734

竹原警察署

☎ 22-0110



## 人権啓発講座

～みんなの笑顔のために～

日時 8月21日(火) 18時30分～20時

場所 人権センター

テーマ 子どもの虐待を防ぐためには

講師 子ども虐待ホットライン広島

代表 中田 憲悟さん(弁護士)

問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726

## 消費生活相談室便り

健康食品を勧める悪質な電話勧誘にご注意を!

## 〈相談内容〉

自宅に「健康に不安はありませんか」と電話があった。血圧は高いが、医師の処方する薬を飲んでいるので大丈夫だと答えると、「当社の健康食品を飲めば血圧が安定し、コレステロール値も下がる」と言われた。一度は断ったが、その後何度も電話があり、「試しに」と言うので承諾すると、届いた試供品には請求書が同封されていた。無料と思い頼んだのだが、代金を支払わねばならないのだろうか。

## 〈アドバイス〉

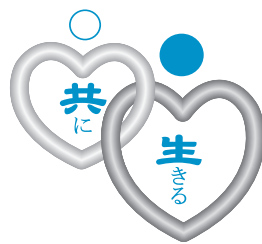
健康に関する消費者の関心や不安を利用し健康食品を強引に勧めるケースが増えています。

錠剤やカプセルなど、医薬品のような形をしていても、健康食品はあくまで「食品」であり、効果・効能をうたうことはできません。また、勧誘を断っている相手に対し再度勧誘をすることも法律で禁じられています。

一度支払うと、後々高額商品を勧められるきっかけとなる場合もあり、注意が必要です。

相談窓口 おかしいな、困ったなと思ったら、

消費生活相談室にご相談ください。☎ 22-6965



## すべての人が安心して暮らせるように

厚生労働省が行った国民生活基礎調査によると、平成21年度の全国の相対的貧困率（年間所得112万円未満の人の割合）は16・0%で年々増加している傾向にあり、OECD（経済協力開発機構）加盟30か国の中で、日本は4番目に高い状況となっています。竹原市では、平成21年3月に策定した第5次総合計画において、「低所得者福祉の充実」を基本方針として掲げ、生存権保障のための「生活保護制度」、「住宅手当緊急特別措置事業」などを実施しています。

### 生活保護制度

生活保護制度は、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その

困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

生活保護を受けるためには、各人の能力に応じた最善の努力をすることが先決です。最善の努力をしてもなお最低生活が営めない場合に、はじめて生活保護が行われます。

そのため、生活保護の認定は、要保護者（生活困窮者）の申請に基づいて、厚生労働大臣の定める基準や年齢・健康状態などの様々な事情を考慮して決定されます。

また、市では、自立支援相談員の配置や、自立支援プログラム（就労支援・退院支援・多重債務解消支援など）の策定など、個々の実情に即した適切な自立に向けた支援を行っています。

### 住宅手当緊急特別措置事業

市では、離職している人で、就労能力や意欲がある人のうち、住宅を喪失している、または喪失するおそれのある人に対して、住宅手当を支給しています。

申請時に次の要件すべてに該当する人が対象となります。

- ①平成19年10月1日以降に離職した人
- ②離職前などに主たる生計維持者

であった人

③生計を共にする同居の親族の収入・預貯金が一定基準以下である人

④ハローワークに求職申し込みを行い、一定の求職活動を行っている人

⑤国の雇用施策による貸付や給付及び自治体等が実施する類似の貸付などを受けていない人

支給額は、単身世帯は3・3万円、複身世帯は4・3万円を上限とし、貸主又は委託事業者へ支払われます。

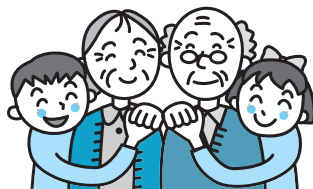
※いずれの場合も収入に応じて調整されることがあります。

### ご相談ください

市では、すべての人が安心して暮らせるよう、生活に困窮する人の相談などに応じています。相談や申請の秘密は守り、必要に応じて各種制度などを案内してまいります。一人で悩まず、ご相談ください。

### 問い合わせ

福祉課保護係  
☎ 22-17742



## 「人権のまち竹原」 市民研究集会 東日本大震災 ～「原発を問う」～

日時 8月25日（土）13時30分～15時

場所 勤労青少年ホーム 3階軽運動場 ※入場無料。

講師 被災地NGO協働センター 代表 村井 雅清さん

講師プロフィール 1950年神戸市生まれ。神戸の港湾に8年間就業した後、阪神淡路大震災発生まで長田のケミカル業界に従事。震災後、「ぐるうぶ“えん”」事務局長として、「たった一人の命・くらし」を見つめる救援活動に取り組む一方「被災地NGO協働センター」の代表となり、現在に至る。震災後、国内外の災害に対する支援活動にも尽力し、海外では過去48回にわたってコーディネーター役を務める。



問い合わせ 人権センター ☎ 22-3726

市民人権標語

小学生の作品

助け合い 小さな平和から 守ろうよ